

第 1 回農業委員会総会議事録

令和 3 年 1 月 7 日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第1号から第3号)
日程第4 議事(議案第1号から第3号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (25人)

1 番	樋上 豊	2 番	白山 一男
3 番	土合 正夫	4 番	帯刀 眞理子
5 番	浅井 満	6 番	城石 美枝子
7 番	金 賢志	8 番	炭谷 一三
9 番	森 敏朗	10 番	進藤 久司
11 番	栗山 信治	12 番	松山 宗則
13 番	明石 茂	14 番	末永 久義
15 番	林 康弘	16 番	高橋 吉博
17 番	前田 進	18 番	竹内 正治
19 番	永森 薫	20 番	高口 宗範
21 番	稲垣 潔	22 番	山崎 善夫
23 番	堀 正	24 番	有沢 敏博
25 番	小川 博行		

欠 席 委 員 (0人)

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

- 第3 報告第 1 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第 2 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

- 第4 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 福井 有希夫
主 査 青木 克憲

副主幹 安元 啓二
主 査 吉田 大樹

射水市農林水産課

主 任 矢野 由香里

会議の概要

開会時刻 午後1時58分

議長（堀会長）

ただいまから、第1回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますこと
をお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長に
おいて「4番 帯刀委員」「5番 浅井委員」をそれぞれ指名します。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 報 告 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

— （報告第1号の説明） —

議長（堀会長）

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（青木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

土合委員

3番について、〇〇地区には〇〇地番はどれだけあるのか。

事務局（青木）

調査のうえ、後日回答させていただく。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

次に報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理につ

いて議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(堀会長)

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— (報告第3号の説明) —

議長(堀会長)

次に報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(青木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

明石委員

1番の解約理由を詳しく教えてほしい。

事務局(青木)

登記錯誤により、所有者名義が共有から単独に変更となったことから、単独名義で設定しなおすために解約するものである。

議長(堀会長)

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終了します。

各案件についてご了知をお願いいたします。

議長（堀会長）

次に日程第４、本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第１号説明・表決） —

議長（堀会長）

それでは、まず議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について
議題としてお諮りします。

なお、本議案中、〇〇番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、
農業委員会法第３１条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の
審議開始から終了まで退席をいたします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

議案書の４ページをご覧ください。
今回は７件ございます。

【議案第１号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

松山職務代理

４番の農地は、今まで誰が耕作していたのか。

事務局（青木）

台帳上は自作地である。

議長（堀会長）

他に質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第１号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と
認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。
よって、議案第１号農地法第３条の規定による許可申請についてを

許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第 2 号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（青木）

【議案第 2 号について議案書をもとに朗読】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第 2 号の 1 番について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

議案第 2 号の 1 番について説明します。

申請人は〇〇市内の農事組合法人です。

現在、法人の農機具格納庫は、農機具の大型化や保有台数も増加し狭く大変苦慮しており、農作業期間中は、トラクターを格納庫から出して育苗ハウスの脇に仮置きすることで、通路や作業スペースを確保し、他の農機具を必要に応じて出し入れし、作業機の付け替え等に対応しています。仮置きしているトラクターは、育苗ハウス脇のスペースが狭い場所で、一部道路にはみ出している状態です。

また、農作業時に使用する組合員の軽トラックを駐車する場所がなく、やむを得ず市道や農道に一時的に駐車しています。

そのため、トラクターや軽トラックの農機具置場が必要となり、検討したところ、当法人の格納庫隣接地にある申請地で地権者から承諾も得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第 2 号の 2 番について、森委員より説明をお願いします。

森委員

議案第 2 号の 2 番について説明します。

申請人は〇〇市内の共同住宅で妻と子の 4 人で暮らしています。

婚姻後、仕事の関係で県外での居住でしたが、富山県に落ち着くことになり、住宅が必要となりました。実家は、両親と祖父母が同居しているため、家族の居住スペースを確保することができず、現在、共同住宅に仮住まいし

ています。

子供の世話や老後の親の面倒を見るため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い祖父が所有の申請地で既存の建物を壊して建築することで話がまとまりました。住宅建築の手続きを進める上で調査をしたところ、住宅の敷地が農地であり初めて違法状態であることが分かり、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の3番について、林委員より説明をお願いします。

林委員

議案第2号の3番について説明します。

申請人は〇〇市内のアパートで妻と子の3人で暮らしています。

子供の成長とともに現在のアパートでは手狭となっていることや、農作業の手伝いなど、実家の両親とお互い助け合いながら生活していくため、住宅建築の候補地を検討したところ、実家に近い父が所有の農地を転用することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の4番について、浅井委員より説明をお願いします。

浅井委員

議案第2号の4番について説明します。

申請人は〇〇市内で〇〇業を営んでいます。

既存敷地の北側堤防敷きに駐車していた車を用水管理者より退去するよう指導されましたが、現在の敷地内には、駐車スペースがありません。また、進入路が狭く出入りに支障があるため、作業場への進入路を広げ、それとともに廃材置き場を拡充するため新たな駐車場が必要となりました。

そのため、駐車場の敷地を検討したところ、隣接する申請地で地権者の承諾を得られたため、申請するものであります。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

末永委員

農振内外、農用地内外、区域区分とは何か。

事務局（青木）

区域区分は都市計画区域の区分であり、市街化調整区域内と都市計画区域外の一部が農業振興地域内の農地である。農業振興地域内の農地のうち、農地が広がっているところは基本的に農業振興地域内の農用地であり、屋敷周りなどには農用地外があったりする。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり決定することに可決されました。

— （議案第3号説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

なお、本議案中、〇〇番〇〇委員に関する案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議開始から終了まで退席をいたします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（矢野）

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

小川委員

借り手、貸し手の面積は、権利設定後の面積なのか。

事務局（青木）

新規の場合は権利設定前、継続の場合は権利設定後の面積である。

議長（堀会長）

他に質疑がないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって、議案第3号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって第1回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時55分

その他協議・報告事項

- ① 農業委員会活動記録簿について
- ② 次回開催場所と時刻について
 - ・開催日 令和3年2月8日（月）午後2時から
 - ・会場 大島分庁舎大会議室
- ③ 配布資料
 - ・委員名簿
 - ・農業委員会手帳
 - ・令和3年の祝日変更に関する案内
（農業委員会手帳、農業委員会活動記録セット）
 - ・ご就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお願いについて
 - ・アグリとやま 122号
 - ・2020年度全国農業図書 普及推進図書
 - ・エコバッグ、タオル
- ④ 農業委員会新年懇談会について

第一回農業委員会総会議事録

縦覧中

縦覧期間

自 令和三年一月八日
至 令和三年二月二十九日